

会 議 記 録				
会 議 の 名 称	総務文教常任委員会			会議場所 全員協議会室
				担当職員 井上
日 時	令和3年7月27日(火曜日)		開 議	午後 1時00分
			閉 議	午後 2時00分
出席委員	◎木村 ○浅田 山本 松山 小松 齊藤 石野 (福井議長)			
執行機関 出席者	片山教育部長、日下部教育部次長、亀井教育総務課長、三宅学校教育課長、 谷口みらい教育リサーチセンター所長、田中教育総務課副課長、 田中生涯学習部長、森岡人権啓発課長、加藤人権啓発課男女共同参画係長			
事務局	山内事務局長、井上事務局次長			
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名 ()

会 議 の 概 要

13:00

1 開議

<木村委員長>

三上泉委員より、怪我のため本日の会議を欠席する旨の届け出があったので報告する。

(事務局日程説明)

2 案件

(1) 行政報告

【教育部】

- 学校規模適正化の取組について
- G I G Aスクール構想の進捗状況について

(教育部 入室)

教育部長 あいさつ

13:03

『学校規模適正化の取組について』

教育総務課長 説明

13:14

《質疑》

<松山委員>

保護者の意見を重要視していくべきだと思っている。特に、亀岡中学校ブロックでいろいろな意見があると聞いている。方向性を出していただくのはよいが、方向性の出し方について、保護者の意見をもっと聞いてほしいがどうか。

<教育総務課長>

いずれのブロックでも、まずはブロック協議会で提案させていただき、進め方を協議いただいている。どのブロックでも、保護者の意見を十分聞いてほしいと言われるので、ブロック協議会で説明した案を持って保護者の意見を聞く場を、今後も十

分とっていきたいと考えている。

<石野委員>

安詳小学校の交差点から南へ100メートルほど、通学路を整備いただいた。電柱2本に交通安全の鉢巻きを付けていただいたが、あれで完成したのか。

<教育部長>

すぐにできることとして、電柱にサインを設置し、教育委員会から対応を始めたところである。今後、道路管理者と協議する必要がある。路面標示や交差点標示は、物理的な道路幅員も影響してくるので、引き続き道路管理者と調整し、児童生徒の安全対策に取り組んでいく。

<小松委員>

亀岡中学校ブロックの下矢田町君塚自治会は、アンケートをされた結果、反対の要望書が提出されたということであるが、どのようなアンケートをされたのか。

<教育総務課長>

下矢田町君塚自治会でアンケートをとられたということが、要望書の中に書かれている。小学生の子どもを持つ親からアンケートをとったところ、反対と保留の意見があり、賛成の意見はなかったと書かれている。教育委員会が提示した案について、賛成か反対かということだけを聞いたということである。反対と保留の意見が3分の1ずつあったと聞いている。

<小松委員>

反対の要望書が提出されたことを受けて、教育委員会としてどのようなことを考えているのか。

<教育総務課長>

もともと東輝・詳徳中学校ブロックで、安詳小学校や東輝中学校の見直しをしたときに、つつじヶ丘小学校のこの地域については、東輝中学校へという案を提示している。そのときも、通学路のことなどで反対があったと聞いている。今回、亀岡地区東部自治会からは、亀岡小学校へという要望書が提出されており、教育委員会からは、亀岡小学校に変更するという案も提示している。平成28年度に東輝中学校へという案を示したときもそうであるが、保護者としては今のままがよいということ望んでおられると感じる。ただ、教育委員会としては、小中連携・小中一貫教育を進める上では、今、つつじヶ丘小学校から東輝中学校と亀岡中学校に別れて進学していることについては、できれば解消していきたいと考えている。改めて、通学路の安全対策も含めて確認する上で、協議していきたいと考えている。

<小松委員>

保護者の反対意見は、国道を横断することや通学路の安全が不安だということが主な理由か。

<教育総務課長>

そのとおりである。通学路の安全対策が不十分な中で進めるのはどうかという意見が多い。

<木村委員長>

保護者の意見を聞くということであるが、もっと小さな子どもを持つ親の意見も聞くべきだと思う。別院中学校ブロックであれば、南桑中学校の授業や行事を見学してもらえばよいと思う。ここで勉強したいと思う子どもの気持ちも大事だと思う。

(質疑終了)

13 : 23

『G I G Aスクール構想の進捗状況について』

<みらい教育リサーチセンター所長>

G I G Aスクール構想の進捗状況について、2点報告させていただく。

1点目、インターネットの接続状況については、12校が利用可能な状況となっている。7月末までに接続工事の完了を予定している7校が、予定どおり工事を終えると、7月末までに19校で利用可能となる。残り6校についても、通信会社と連携をとりながら、8月末までに完了できるよう取組を進めていきたい。

2点目、タブレット端末の活用状況については、1学期に各学校で活用いただいている。少数ではあるが、学校双方をつないだ合同授業にも取り組んでいただいている。また、タブレット端末を家庭に持ち帰って、家庭学習での活用に向けて各学校で準備を進めていただいている。これまでに、本梅小学校、育親中学校、東輝中学校で家庭学習の試行をしていただいた。今後、試行内容を検証し、秋以降を目途に、インターネット環境を用いた家庭学習が可能となるよう取組を進めたい。

13:26

《質疑》

<松山委員>

インターネットの接続状況について、7月末に工事が完了しない残り6校はどこか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

東別院小学校、本梅小学校、城西小学校、曾我部小学校、別院中学校、育親中学校である。

<松山委員>

各学校からの要望や課題などはあるのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

インターネットを接続し、授業等で活用いただいているが、問題があるというような意見は今のところ出ていない。各学校で、情報モラル教育などと合わせて進めていただいていると考えている。

<松山委員>

タブレット端末の家庭学習での活用を進めていただいているが、使用する上での課題や秋以降の進め方を、もう少し細かく教えてほしい。

<みらい教育リサーチセンター所長>

家庭に持ち帰ってタブレット端末を使っただけ。使う上での問題はないように感じている。ただ、家庭でインターネットに接続して、今後は調べ学習や教科書に付いている二次元コードを活用した運用に移っていくことになる。その際、Wi-Fi環境が整っていない家庭もあるので、把握はしているが、運用面や情報モラル教育の充実ということも並行して進めていく必要があると感じている。

<松山委員>

タブレット端末の保険は、どのように検討しているのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

6月議会の一般質問で、子どもたちが安心して使える環境ということで、保険に関して質問いただいている。基本的な考え方としては、明らかに故意に壊された場合以外は、教育委員会が保有する予備機で対応する。50台破損した場合と保険代とを比べても、予備機で対応したほうが安いと考えている。

<松山委員>

予備機で対応できればよいが、複数の学校で次々壊れるということがあるかもしれない。子どもたちが使いたいときに使えないということがないように対応をお願いする。

<小松委員>

試行でタブレット端末を使った家庭学習を行っているということであるが、Wi-Fi環境がない家庭も含めて行ったのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

試行は東輝中学校で、モバイルWi-Fiを準備してテストを行った。家庭のWi-Fi環境を調査した結果、5%くらいでWi-Fi環境が整っていないことが分かっている。みらい教育リサーチセンターで、モバイルWi-Fiを300台持っているのだから、Wi-Fi環境がない家庭に貸し出すことで対応可能と考えている。

<木村委員長>

これまでに、タブレット端末の損傷はどのくらいあったのか。また、予備機は何台あるのか。

<みらい教育リサーチセンター所長>

6月議会時、破損台数は2台であった。その後、承知している破損台数は1台である。転出入の児童生徒を含めた予備機を200台ほど用意しているのだから、50台はいけると見込んでいる。今のペースでいくと、50台はいかないと見込んでいる。

<木村委員長>

保険の話があったが、1台あたりの保険料を1,000円として、200人規模の市であれば20万円である。タブレット端末の価格は1台5万円なので、5台壊れたら保険をかけたほうが安いということになる。亀岡市は7,000台あるのだから、保険料は700万円になる。700万円も壊れるわけがないのだから、自家保険のほうがよいという考え方である。1年間様子を見て、必要であれば保険をかければよい。ただ、子どもなので、絶対に壊す。故意でなければ、費用は市が負担してほしいということを6月議会の一般質問で言った。明らかな故意でなければ、グレーであれば市が費用を負担してほしい。

<松山委員>

夏休みの放課後児童会の対応についてであるが、コロナ禍で密になっていると聞いている。教育委員会はどうのように対応しているのか。

<教育部長>

今年の夏休みに入ってから、ご指摘のケースが発生している。教育委員会としては、まずは学校内の特別教室を活用し、できるだけ密にならないように分散することを考えている。ただ、千代川小学校や詳徳小学校は、大規模改修工事を実施しており、学校内の状況が通常とは異なっている。それぞれの学校の状況に応じた形で対応している。それぞれの学校に理解いただき、普通教室の一部を借りて対応している。今後も、よりよい環境で活動できるよう、学校と連携をとっていきたい。一方、学校の周辺で場所が確保できればと考えているが、特に夏季休暇など長期休暇の間は、朝夕に保護者の送迎が出てくる。駐車スペースや乗降スペースの確保が課題になってくる。また、夏休みは朝8時半から夕方6時までという活動時間になるので、外遊びができる場所が必要になる。屋外活動場所が確保できる場所をこれまでから探している状況であり、引き続き取り組んでいく。

<齊藤委員>

千代川小学校は、空き教室を利用しているのではないのか。

<教育部長>

今年は気温も上がっており、コロナ禍ということもあるので、密を避ける取組を学校と調整し、特別教室はこれまでからお借りしていたが、今回、普通教室の一部を

借りることができたので、分けて入ることで分散を図っている。
(質疑終了)

(教育部 退室)

13:42

【生涯学習部】

○ 京都市と亀岡市及び長岡京市の連携による「パートナーシップ宣誓制度に係る都市間連携に関する協定」の締結について

(生涯学習部 入室)

生涯学習部長 あいさつ
人権啓発課長 説明

13:46

《質疑》

<松山委員>

協定締結は、当事者に配慮した対応でよいことであるが、なぜこの2市だけなのか。

<人権啓発課長>

パートナーシップ宣誓制度を実施しているのは、京都府内では京都市と本市、長岡京市の3市だけである。府内での協定ということで、京都市から声をかけていただき、協定を締結することになった。

<松山委員>

京都府だけでなく、大阪府や兵庫県でも都市間連携できるのではないかと。

<人権啓発課長>

他県との連携もあってしかるべきと考えている。ただ、現時点では府内でも3市のみにとどまっている。府内のパートナーシップ宣誓制度を広げていくというところからも、まずは府内の市町が連携し、府内全域に広めていきたいという思いを持っている。

<松山委員>

連携スキームは、京都市から亀岡市に転入するケースも、亀岡市から京都市に転入するケースも同じか。

<人権啓発課長>

市町により細かい違いはあるが、基本的には同じにすることが協定の意義であると思うので、そのように考えていただければよい。

<齊藤委員>

パートナーシップ宣誓制度は、宣誓した2人にどのようなメリットがあるのか。

<人権啓発課長>

法律による婚姻は、パートナーが家族として認められる。病院に入院された場合、病状説明といった個人情報、家族でなければ説明されない。パートナーシップ宣誓制度により、今のところ亀岡市内では亀岡市立病院のみではあるが、入院の際、パートナーの病状説明を受けられる。亀岡市の市営住宅の申込みについては、婚姻されている方というのが条件になってくるが、パートナーシップ宣誓をされていれば申込条件を満たすことになる。住宅ローンを借りる場合、連帯保証人も含めて、家族以外でローンは組めないが、まだ全ての金融機関というわけではないが、京都信用金庫においては、パートナーも家族と認めて融資するとの回答をいただいている。そういった内容は、当事者に有利に働くものと考えている。

<齊藤委員>

受入機関などが整備されていないので、まだ婚姻と同じようにはいかないが、これから広がっていくということが分かった。

<浅田副委員長>

議会としても、12名の議員が政策研究会を立ち上げて前に進めている。7月30日に、人権啓発課の方と意見交換をさせていただく。既にいろいろなことを計画いただいているが、提案していただきたいこともあるので、これからはしっかり連携を持っていきたい。ある程度、スピード感を持ってやっていこうとしており、今後できるだけお互いに理解を深めながら、前に進めていきたいと思うので、改めてよろしくお願いします。

<人権啓発課長>

私は、4月から人権啓発課長を拝命している。私自身まだまだ勉強不足であり、先日の赤坂議員の講演会を傍聴させていただいたときに、新しい情報を拝聴し、驚きを感じたところである。しっかり勉強し、議員の皆さまからのご意見を賜りながら、この事業を進めていきたいと思っているのでよろしくお願いします。

(質疑終了)

(生涯学習部 退室)

13:55

3 その他

(1) 次回の日程について

— 下記のとおり確認 —

日時：8月26日(木) 午前10時～

案件：行政報告

<木村委員長>

中学校デリバリー弁当の試食を提案させていただきたい。先日も試食したが、中学生には酷なように感じた。中学校給食を始める前に、デリバリー弁当を見直す必要があると思うので、ほかの議員にも食べていただき、感想を述べていただきたいと思う。強制ではないので、希望を聞きたいと思う。

ほかになれば、これにて散会する。

散会 ～14:00